

[特許]2003-403692

[受付日]平成19.05.15

【物件名】

刊行物2

1

【添付書類】

刊行物2

09

(16)日本国特許庁 (JP)

(18)公開特許公報 (A)

(19)特許出願公開番号

特開2002-276842

(P2002-276842A)

(20)公開日 平成14年9月25日(2002.9.25)

(21)請求項

請求項番号

P1

請求項(参考)

C23C 22/07

C23C 22/07

4D076

B05D 1/30

B05D 1/30

Z 4F100

7/14

7/14

J 4J038

B32B 15/08

B32B 15/08

Q 4K026

C09D 5/00

C09D 5/00

Z 4K044

審査請求 水溶性 漆成膜の製法 OL (E 16) 是非頁に記入

(21)出願番号

特2001-74915 P2001-74915

(22)出願日

平成13年3月15日(2001.3.15)

平成13年3月15日(2001.3.15)

(23)発明者

山本 武人

神奈川県平塚市横浜4丁目17番1号 国

西ペイント株式会社

(24)発明者

井田 勝彦

神奈川県平塚市横浜4丁目17番1号 国

西ペイント株式会社内

(25)発明者

阿久井 順

神奈川県平塚市横浜4丁目17番1号 国

西ペイント株式会社内

是非頁に記入

(30)【発明の名称】耐食性に優れた塗装鋼板

(37)【実用】

【課題】クロム酸処理、リン酸塗処理に代わるクロムフリーの下地処理剤による防腐処理を施した耐食性に優れた塗装鋼板を提供すること。

【解決手段】下地金属材料の表面に、(A)加水分解性チタン化合物、加水分解性チタン化合物低錯合物、水酸化チタン及び水酸化チタン低錯合物から選ばれる少なくとも1種のチタン化合物と過酸化水素水とを反応させて得られるチタンを含む水溶液、(B)リン酸系化合物、金属堿化水素塩及び金属堿化水素酸塩から選ばれる少なくとも1種の化合物、及び(C)PH7以下で安定な水性高分子化合物を含有することを特徴とする下地処理剤による皮膜が形成され、該表面処理皮膜上に下塗り塗膜を介して又は介さずに上塗り塗膜が形成されてなる耐食性に優れた塗装鋼板。

[特許] 2003-403692

[受付日] 平成19.05.15

2

(2)

特開2002-275642

2

【特許請求の範囲】

【請求項1】 下地金属材料の表面に、(A) 加水分解性チタン化合物、加水分解性チタン化合物低結合物、水酸化チタン及び水酸化チタン低結合物から選ばれる少なくとも1種のチタン化合物と過酸化水素水とを反応させて得られるチタンを含む水性液、(B)リン酸系化合物、金属界面活性剤及び金属界面活性剤樹脂から選ばれる少なくとも1種の化合物、及び(C) pH 7以下で安定な水性有機高分子化合物を含有することを特徴とする下地処理剤による皮膜が形成され、該下地処理皮膜上に下塗り塗膜を介して又は介さずに上塗り塗膜が形成されてなる耐食性に優れた塗装鋼板。

【請求項2】 水性液(A)が、酸化チタンゾルの存在下で、加水分解性チタン化合物及び/又は加水分解性チタン化合物低結合物と過酸化水素水とを反応させて得られるチタンを含む水性液(A-1)であることを特徴とする請求項1に記載の塗装鋼板。

【請求項3】 水性液(A)が、過酸化水素水中にチタン化合物を添加して調製されたものであることを特徴とする請求項1又は2に記載の塗装鋼板。

【請求項4】 加水分解性チタン化合物が、加水分解して水酸基になる基を含有するチタンモノマーであることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の塗装鋼板。

【請求項5】 加水分解性チタン化合物低結合物が、加水分解して水酸基になる基を含有するチタンモノマーの低結合物であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の塗装鋼板。

【請求項6】 加水分解性チタン化合物が、一般式T1～T5のアルキル基を示す)であることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の塗装鋼板。

【請求項7】 上記低結合物が、結合度2～30であることを特徴とする請求項1、2又は5に記載の塗装鋼板。

【請求項8】 チタン化合物と過酸化水素水との混合割合が、チタン化合物10重量部に対して過酸化水素が0.1～100重量部であることを特徴とする請求項1乃至3のいずれか1項に記載の塗装鋼板。

【請求項9】 化合物(B)が、リン酸、メタリン酸、結合リン酸、結合メタリン酸、リン酸物、メタリン酸物、結合リン酸物、結合メタリン酸物、ジルコニウム等の水溶性チタン界面活性剤、硅酸水素、シリコニアウム等の、チタン化合物、塗料化物から選ばれる少なくとも1種の化合物であることを特徴とする請求項1に記載の塗装鋼板。

【請求項10】 化合物(B)の配合割合が、チタンを含む水性液(A)の固形分100重量部に対して1～400重量部であることを特徴とする請求項1又は9に記載の塗装鋼板。

【請求項11】 水性有機高分子化合物(C)が、エポキシ系樹脂、フェノール系樹脂、アクリル系樹脂、ウレタン系樹脂、ポリビニルアルコール系樹脂、ポリアルキレンガリコール系樹脂、オレフィン-カルボン酸系樹脂の少なくとも1種の樹脂から選ばれる水性有機高分子化合物であることを特徴とする請求項1に記載の塗装鋼板。

【請求項12】 水性有機高分子化合物(C)の配合割合が、チタンを含む水性液(A)の固形分100重量部に対して10～2,000重量部であることを特徴とする請求項1又は11に記載の塗装鋼板。

【請求項13】 下地処理剤が、pH 1～7の水性液であることを特徴とする請求項1乃至2のいずれか1項に記載の塗装鋼板。

【請求項14】 下地金属材料の表面に、(A) 加水分解性チタン化合物、加水分解性チタン化合物低結合物、水酸化チタン及び水酸化チタン低結合物から選ばれる少なくとも1種のチタン化合物と過酸化水素水とを反応させて得られるチタンを含む水性液、(B)リン酸系化合物、金属界面活性剤及び金属界面活性剤樹脂から選ばれる少なくとも1種の化合物、及び(C) pH 7以下で安定な水性有機高分子化合物を含有することを特徴とする下地処理剤を乾燥膜厚が0.001～1.0μmとなるように塗布、乾燥させた後、該下地処理皮膜上に下塗り塗膜を介して又は介さずに上塗り塗膜を形成させる耐食性に優れた塗装鋼板の製造方法。

【説明の詳細な说明】

【0001】

【発明の属する技術分野】 クロム酸処理、リン酸処理に代わるクロムフリーの下地処理剤による防腐処理を施した、耐食性に優れた塗装鋼板に関する。

【0002】

【従来の技術及びその問題】 従来、溶剂鋼板、亞鉛系めっき鋼板、アルミニウム鋼板等の金属材料への表面処理として、クロム酸塗装処理及びリン酸塗装処理が一般に行われているが、クロムの毒性が問題になっている。クロム酸塗装処理は、処理工程でのクロム副産ヒュームの除去の問題、排水処理設備に多大の費用を要すること、さらには化成処理液からのクロム濃度の検出による問題などがある。また6価クロム化合物は、IARC (International Agency for Research on Cancer Registry) を始めとして多くの公的機関が人体に対する発癌性物質に指定しており優れて有害な物質である。

【0003】 またリン酸塗装処理では、リン酸塗装処理後、通常、クロム酸によるリンス処理を行うためクロム処理の問題があるとともに、リン酸塗装処理前の反応促進剤、金属イオンなどの排水処理、被処理金属からの金属イオンの溶出によるステッジ処理の問題がある。

【0004】 クロム酸塗装処理やリン酸塗装処理以外の処理方法としては、(1)重消散アルミニウムを含有する

「受付日」平成19.05.15

3

(1)

特許 2002-276642

5

水溶液で処理した後、150～550℃の温度で加熱する表面処理方法（特公昭53-28857号公報参照）、（2）タンニン酸を含有する水溶液で処理する方法（特開昭51-7123号公報参照）などが開発され、また、（3）亞硝酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、イミダゾール、芳香族カルボン酸、界面活性剤による処理方法もしくはこれらを組合せた処理方法が行われている。

【0005】しかしながら、（1）の方法は、この上に塗料を塗装する場合、塗料の耐食性が十分でなく、また、（2）の方法は、耐食性があり、（3）の方法は、いずれも高湿多湿の雰囲気で暴露された場合の耐食性が劣るという問題がある。

【0006】また、膜厚数μm以下の鋼板の被膜を有する重油系鋼板として、特開昭58-224174号公報、特開昭60-50279号公報、特開昭60-50180号公報などには、亞硝酸系めっき鋼板を基材とし、これにクロメート被膜を形成し、さらにこの上に最上層として有機樹脂シリケート被膜を形成した防錆鋼板が知られており、このものは、加工性及び耐食性に優れた性質を有する。しかしながら、この防錆鋼板はクロメート被膜を有するため、前記したと同様にクロメートイオンによる安全衛生面の問題があった。また、この防錆鋼板からクロメート被膜を除いた鋼板では、いまだ耐食性が十分ではない。

【0007】また、リン酸塩処理は皮膜形成に関与しなかったリン酸化合物がスラッジとして沈殿し、このスラッジを産業廃棄物として処理する必要があり、環境対策および処理コスト等の問題がある。

【0008】本発明の目的は、クロム酸処理、リン酸塩処理に代わるクロムフリーの下地処理剤による防錆処理を施した、耐食性に優れた防錆鋼板を提供することである。

【0009】

【課題を解決するための手段】本発明者らは、金属用防錆剤として、特にチタンを含む水性液、リン酸系化合物、金属非化水素酸及び金属非化水素酸塩から選ばれる少なくとも1種の化合物、及び水溶性有機高分子化合物を配合してなる下地処理剤を用いてなる防錆鋼板が上記目的を達成するものであることを見出し、本発明を完成するに至った。

【0010】かくして本発明によれば、下地金属材料の表面に、（A）加水分解性チタン化合物、加水分解性チタン化合物低錯合物、水酸化チタン及び水酸化チタン低錯合物から選ばれる少なくとも1種のチタン化合物と過酸化水素水とを反応させて得られるチタンを含む水性液、（B）リン酸塩化合物、金属非化水素酸及び金属非化水素酸塩から選ばれる少なくとも1種の化合物、及び（C）pH7以下で安定な水溶性有機高分子化合物を含有することを特徴とする下地処理剤による皮膜が形成され、該下地処理皮膜上に下塗り塗膜を介して又は介さず

に上塗り塗膜が形成されたものである耐食性に優れた防

4

錆鋼板が提供される。

【0011】

【説明の実施の形態】本発明の防錆鋼板は、下地金属材料の表面に、クロム酸処理又はリン酸塩処理の代わりに、特定の下地処理剤による下地処理皮膜を形成すると共に特徴があり、該下地処理皮膜上に下塗り塗膜を介して又は介さずして上塗り塗膜を形成することで耐食性に優れた防錆鋼板を得ることができる。

【0012】まず、上記下地処理剤について説明する。

【0013】下地処理剤

本発明に用いられる下地処理剤は、チタンを含む水性液（A）、リン酸系化合物、金属非化水素酸及び金属非化水素酸塩から選ばれる少なくとも1種の化合物（B）及び水溶性有機高分子化合物（C）を含有するものである。

【0014】チタンを含む水性液（A）

下地処理剤で使用されるチタンを含む水性液（A）は、加水分解性チタン化合物、如水分解性チタン化合物低錯合物、水酸化チタン及び水酸化チタン低錯合物から選ばれる少なくとも1種のチタン化合物と過酸化水素水とを反応させて得られるチタンを含む水性液である。該水性液としては、上記したものであれば特に制限なしに选择から公知のものを適宜選択して使用することができる。

【0015】上記した加水分解性チタン化合物は、チタンに直接結合する加水分解性基を有するチタン化合物であって、水、水蒸気などの水分と反応することにより水酸化チタンを生成するものである。また、如水分解性チタン化合物において、チタンに結合する基の全てが如水分解性基であっても、もしくはその一部が如水分解された水酸基であってもどちらでも構わない。

【0016】如水分解性基としては、上記した様に水分と反応することにより水酸化チタンを生成するものであれば特に制限されないが、例えは、低級アルゴキシル基やチタンと結合形成する基（例えば、ハログン原子（塩素等）、水素原子、四級イオン等）が挙げられる。

【0017】如水分解性基として低級アルゴキシル基を含有する加水分解性チタン化合物としては、特に一般式T1（OR）_n（式中、Rは同一もしくは異なるて炭素数1～5のアルキル基を示す）のテトラアルコキシチタンが好ましい。炭素数1～6のアルキル基としては、例えは、メチル基、エチル基、n-ブロピル基、iso-ブロピル基、カーブチル基、1,5-オブチル基、1,4-c-ブチル基、1,3-オブチル基等が挙げられる。

【0018】また、如水分解性基としてチタンと塩を形成する基を有する加水分解性チタン化合物としては、塩化チタン、硫酸チタン等が代表的なものとして挙げられる。

【0019】如水分解性チタン化合物低錯合物は、上記した加水分解性チタン化合物同士の低錯合物である。該低錯合物は、チタンに結合する基の全てが如水分解された水酸基であっても、もしくはその一部が如水分解された水酸基

[特許]2003-409692

[受付日]平成19.05.15

4

(4)

特開2002-275642

5

であってもどちらでも構わない。

【0020】また、塩化チタンや硫酸チタン等の水溶液とアンモニアや苛性ソーダ等のアルカリ溶液との反応により得られるオルトチタン酸(水酸化チタンゲル)も低粘度物として使用できる。

【0021】上記した水分解性チタン化合物低粘度物又は水酸化チタン低粘度物における結合度は、2~30の化合物が使用可能で、特に結合度2~10の範囲内のものを使用することが好ましい水性液(A)としては、上記したチタン化合物と過酸化水素水とを反応させることにより得られるチタンを含む水性液であれば、従来から公知のものを特に制限なしに使用することができる。具体的には下記のものを挙げることができる。

【0022】①含水酸化チタンのゲルあるいはソルと過酸化水素水を試用して得られるチタニカルイオン過酸化水素錯体あるいはチタン酸(ペルオキソチタン水和物)水溶液(特開昭63-35418号及び特開平1-224221号公報参照)。

【0023】②塩化チタンや硫酸チタン水溶液と堿基性溶液から製造した水酸化チタンゲルと過酸化水素水を作させ、合成することで得られるチタニア成形用液体(特開平9-71418号及び特開平10-57518号公報参照)。

【0024】また、上記したチタニア成形用液体において、チタンと堿を形成する基を有する過酸化チタンや硫酸チタン水溶液とアンモニアや苛性ソーダ等のアルカリ溶液とを反応させることによりオルトチタン酸と呼ばれる水酸化チタンゲルを生成させる。次いで水を用いたデカントーションによって水酸化チタンゲルを分離し、よく水洗し、さらに過酸化水素水を加え、余分な過酸化水素を分解除去することにより、黄色透明な液体を得ることができる。

【0025】上記、比較した基オルトチタン酸はOH四重の置換や水素結合によって高分子化したゲル状態であり、このままではチタンを含む水性液としては使用できない。このゲルに過酸化水素水を滴下するとOH的一部分が過酸化状態になりペルオキソチタン酸イオンとして消滅、あるいは、高分子鎖が低分子に分断された一種のソル状態になり、余分な過酸化水素は水と反応になって分解し、無機型成形用のチタンを含む水性液として使用できるようになる。

【0026】このソルはチタン粒子以外に硫酸原子と水酸原子しか含まないので、乾燥や焼成によって酸化チタンに変化する場合、水と反応しか発生しないため、ソルゲル法や溶融法等の熱分解に必要な成形成分やハロゲン成分の除去が需要でなく、従来より低速でも比較的密度の高い低粘性の酸化チタン酸を作成することができる。

【0027】③塩化チタン半硫酸チタンの複数チタン化合物水溶液に過酸化水素を加えてペルオキソチタン水溶液を形成させ、これに珪藻土を混ぜて得られた消泡剤を放置したらしくは加熱することによってペルオキソチタ

ンの複合体の沈殿物を形成させた後、少なくともチタン含有原料溶液に由来する水以外の複数成分を除去し、さらに過酸化水素を作用させて得られるチタン酸化物形成用消泡液(特開2002-247638号及び特開2002-247639号公報参照)。

【0028】本発明で使用する水性液(A)は、上記公知の方法で得られるチタンを含む水性液を用いることができるが、さらに、塩酸化水素水中にチタン化合物を添加して製造する方法により得られるチタンを含む水性液を用いることができる。該チタン化合物としては、前記一般式T1【OR】_n (式中、Rは同一もしくは異なる炭素数1~5のアルキル基を示す)で表される加水分解して水酸基になる基を含有する加水分解性チタン化合物やその加水分解性チタン化合物低粘度物を用いることが好ましい。

【0029】加水分解性チタン化合物及び/又はその低粘度物(以下、これらの中を単に「加水分解性チタン化合物」と略す)と過酸化水素水との混合割合は、加水分解性チタン化合物:10重量部に対して過酸化水素溶液で0.1~100重量部、特に1~20重量部の範囲内が好ましい。過酸化水素濃度で0.1重量部未満になるとキレート活性が十分でなく白濁沈殿してしまう。一方、100重量部を超えると未反応の過酸化水素が現存し易く財庫中に危険な活性酸素を放出するので好ましくない。

【0030】過酸化水素水の過酸化水素濃度は特に限定されないが3~30重量%の範囲内であることが取り扱いやすさ、塗装作業性に関係する生成液の固形分の点で好ましい。

【0031】また、加水分解性チタン化合物を用いてなる水性液(A)は、加水分解性チタン化合物を過酸化水素水と反応温度1~70℃の範囲内で10分~20時間反応させることにより得られる。

【0032】加水分解性チタン化合物を用いてなる水性液(A)は、加水分解性チタン化合物と過酸化水素水とを反応させることにより、加水分解性チタン化合物が水で加水分解されて水酸基含有チタン化合物を生成し、次いで過酸化水素が生成した水酸基含有チタン化合物に配位するものと推測され、この加水分解反応及び過酸化水素による配位が同時に起こることにより得られるものであり、塗装膜で実施性が極めて高く長期の保存に耐えるキレート液を生成する。実験の最適で用いられる水酸化チタンゲルはT1-O-T1結合により部分的に三次元化しており、このゲルと過酸化水素を反応させた物とは組成、安定性に同じ本質的異なる。

【0033】加水分解性チタン化合物を用いてなる水性液(A)を80℃以上で加熱処理あるいはオートクレーブ処理を行なうと結晶化した酸化チタンの結晶粒子を含む酸化チタン分散液が得られる。80℃未満では十分に酸化チタンの結晶化が進まない。このようにして製造さ

50

[特許] 2003-403692

[受付日] 平成19.05.15

5

(5)

7

れた酸化チタン分散液は、酸化チタン懸濁粒子の粒子径が 10 nm 以下、好ましくは 1 nm ~ 6 nm の範囲である。また、該分散液の外観は半透明状のものである。該粒子径が 10 nm より大きくなると透明性が低下($1\mu\text{ m}$ 以上でフレキシブル)するので好ましくない。この分散液も同様に使用することができます。

【0034】加水分解性チタン化合物 α を用いてなる水性液(A)は、被覆材料に塗布乾燥、または低温で加熱処理することにより、それ自体で付着性に優れた緻密な酸化チタン膜を形成できる。

【0035】加熱処理温度としては、例えば 200°C 以下、特に 150°C 以下の温度で酸化チタン膜を形成することが好ましい。

【0036】加水分解性チタン化合物 α を用いてなる水性液(A)は、上記した温度により水酸基を若干含む非晶質(アモルフス)の酸化チタン膜を形成する。

【0037】また、 80°C 以上の加熱処理をした酸化チタン分散液は焼却するだけで結晶性的酸化チタン膜が形成できるため、加熱処理をできない材料のコーティング材として有用である。

【0038】本発明において、水性液(A)として、さらに、酸化チタンソルの存在下で、上記と同様の加水分解性チタン化合物及び/又は加水分解性チタン化合物低結合物と過酸化水素水とを反応させて得られるチタン化合物水溶液(以下、「水性液(A-1)」と略す)を使用することができる。加水分解性チタン化合物及び/又は加水分解性チタン化合物低結合物(即ち加水分解性チタン化合物 α)としては、上記した式A-(OB)

・(式中、Rは同一もしくは異なって既定式1~5のアルキル基を示す)で表される加水分解して水酸基になる基を含有するチタンモノマーやその加水分解性チタン化合物低結合物を使用することが好ましい。

【0039】上記した酸化チタンソルは、無定形チニア、アナタース型チニア懸濁粒子が水(必要に応じて、例えば、アルコール系、アルコールエーテル系等の水性有機溶剤を含有しても構わない)に分散したソルである。

【0040】上記した酸化チタンソルとしては粉末から公算のものを使用することができる。酸化チタンソルとしては、例えば、(1)酸化チタンや酸化チタニルなどの含チタン化合物を加水分解して得られるもの、(2)チタンアルゴキシド等の有機チタン化合物を加水分解して得られるもの、(3)四塩化チタン等のハロゲン化チタン複数を加水分解又は中和して得られるもの等の酸化チタン複数を水に分散した無定形チニアソルや酸化チタン複数を焼成してアナタース型チタン微粒子としこのものを水に分散したものを使用することができる。無定形チニアの焼成は少なくともアナターゼの結晶化温度以上の温度、例えば、 400°C ~ 500°C 以上の温度で焼成すれば、無定形チニアをアナターゼ型チ

20

特開2002-275642

8

ニアに変換させることができる。酸化チタンの水性ソルとして、例えば、TKS-201(ティカ(株)社製、商品名、アナタース型結晶形、平均粒子径 6 nm)、TA-15(日産化学(株)社製、商品名、アナタース型結晶形)、STS-11(石原産業(株)社製、商品名、アナタース型結晶形)等が挙げられる。

【0041】加水分解性チタン化合物 α と過酸化水素水とを反応させるために使用する際の上記酸化チタンソルヒドナント過酸化水素反応比との重量比率は $3/10\sim9/10$ 、好ましくは約 $10/90\sim90/10$ 範囲である。重量比率が $1/90$ 未満になると安定性、光反応性等酸化チタンソルを添加した効果が見られず、 $90/1$ を超えると透明性が劣るので好ましくない。

【0042】加水分解性チタン化合物 α と過酸化水素水との混食剤合は、加水分解性チタン化合物 α 10重量部に対して過酸化水素溶液で0.1~1.0重量部、特に1~20重量部の範囲内が好ましい。過酸化水素溶液で0.1重量部未満になるとレート形成が十分でなく白濁沈殿てしまう。一方、100重量部を超えると次反応の過酸化水素が残存し易く貯蔵中に危険な活性酸素を放出するので好ましくない。

【0043】過酸化水素水の過酸化水素濃度は特に規定されないが $3\sim30$ 重量%の範囲内であることが取り扱いやすさ、操作性に優れる生成液の固形分の点で好ましい。

【0044】また、水性液(A-1)は、酸化チタンソルの存在下で加水分解性チタン化合物 α を過酸化水素水と反応温度 $1\sim70^\circ\text{C}$ の範囲内で10分~20時間反応させることにより製造できる。

【0045】水性液(A-1)は、加水分解性チタン化合物 α を過酸化水素水と反応させることにより、加水分解性チタン化合物 α が水で加水分解されて水酸基含有チタン化合物を生成し、次いで過酸化水素が生成した水酸基含有チタン化合物に定位するものと推察され、この加水分解反応及び過酸化水素による配位が同時に起こることにより得られたものであり、酸化域で安定性が極めて高く長時間の保存に耐えるホーリー型を生成する。従来の製法で用いられる水酸化チタンソルはT-10-T-1結合により部分的に三次元化しており、このグルと過酸化水素水を反応させた物とは組成、安定性に制し本質的に異なる。また、酸化チタンソルを使用することにより、合成時に一部結合反応が起きて堆積するのを防ぐようになる。その理由は結合反応物が酸化チタンソルの表面に吸着され、結晶状態での高分子化を防ぐためと考えられる。

【0046】また、チタンを含む水性液(A-1)を80℃以上で加熱処理あるいはオートクレーブ処理を行うと結晶化した酸化チタンの結晶粒子を含む酸化チタン分散液が得られる。80℃未満では十分に酸化チタンの結晶化が進まない。このようにして製造された酸化チタン

[特許] 2003-403692

[受付日] 平成19.05.15

6

(6)

特開2002-275542

10

分散液は、酸化チタン高嶺粒子の粒子径が1.0 nm以下、好ましくは1 nm～5 nmの範囲である。また、該分散液の外観は半透明状のものである。該粒子径が1.0 nmより大きくなると過濾性が低下(1 μm以上でフレを生じる)するので好ましくない。この分散液も同様に使用することができる。

【0047】チタンを含む水性液(A-1)は、樹脂材料に塗布乾燥、または接着剤を加熱処理することにより、それ自身で付着性に優れた緻密な酸化チタン膜を形成できる。

【0048】加熱處理温度としては、例えば200°C以下、特に150°C以下の温度で酸化チタン膜を形成することが好ましい。

【0049】チタンを含む水性液(A-1)は、上記した温度により水酸基を含むアクリル酸型の酸化チタン膜を形成する。

【0050】本発明の水性物(A)としては、中でも加水分解性チタン化合物を用いた上記水性液や水性液(A-1)が好適安定性、耐食性などに優れた性質を有するのでこのものを使用することが好ましい。

【0051】上記チタンを含む水性液(A)には、他の調味料やソルトを必要に応じて添加分散する事も出来る。調味料としては、市販されている酸化チタンソルト、酸化チタン粉末等、マイカ、タルク、シリカ、パリタ、クレート等が一例として挙げることができる。

【0052】化合物(B)

下地処理剤の(B)成分である化合物は、リン酸系化合物、金属堿化水素酸及び金属堿化水素酸塩から選ばれる少なくとも1種の化合物である。

【0053】上記リン酸系化合物としては、例えば、正リン酸、換リン酸、三リン酸、次亜リン酸、次リン酸、トリメタリン酸、二亞リン酸、ニリン酸、ピロリリン酸、ピロリン酸、メタジリン酸、メタリリン酸、リン酸(オルトリン酸)、及びリン酸誘導体等のモノリン酸類及びこれらの塩類、トリポリリン酸、メトラリリン酸、ヘキサリリン酸、及び結合リン酸誘導体等の結合リン酸及びこれらの塩類等が挙げられる。これらの化合物は1種もしくは2種以上組合せて使用することができる。また、上記した酸を形成するアルカリ化合物としては、例えば、リチウム、ナトリウム、カリウム、アンモニウム等の有機又は無機アルカリ化合物が挙げられる。さらに、リン酸系化合物として水に溶解性のあるものを使用することが好ましい。

【0054】リン酸系化合物としては、特に、ピロリン酸ナトリウム、トリポリリン酸ナトリウム、メトラリリン酸ナトリウム、メタリリン酸アンモニウム、ヘキサメタリリン酸ナトリウムなどが、塗布剤の効果安定性又は塗膜の防錆性等に優れた効果を發揮することから、このものを使用することが好ましい。

【0055】本発明において、上記したチタンを含む水

性液(A)とリン酸系化合物との配合割は、該リン酸系化合物に結合する陰性リン酸基イオンがチタンイオンに配位することにより両者間で錯体構造を形成していると考えられる。

【0056】また、この様な反応は両者の成分を単に混合することにより容易に反応を行うことができる。例えば、常温(20°C)で約5分間～約1時間放置することにより、また混合物を強制的に過濾する場合には、例えば、約30～約70°Cで約1分間～約50分間加熱することができる。

【0057】上記、金属堿化水素酸及び金属堿化水素酸塩としては、例えば、ジルコニウム堿化水素酸、チタン堿化水素酸、磁界堿化水素酸、ジルコニウム堿化塩、チタン堿化塩、疎水堿化塩などを挙げることができる。金属堿化水素酸の塩を形成するものとしては、例えば、ナトリウム、カリウム、リチウム、アンモニウム等が挙げられるが、中でもカリウム、ナトリウムが好ましく、具体的として、ジルコニウム堿化カリウム、チタン堿化カリウム、疎水堿化カリウムなどが挙げられる。

【0058】リン酸系化合物、金属堿化水素酸及び金属堿化水素酸塩は1種では又は2種以上混ぜて用いることができる。化合物(B)の配合割合は、チタンを含む水性液(A)の固形分100重量部に対して、1～400重量部、特に10～200重量部の範囲内が好ましい。

【0059】水性有機高分子化合物(C)

下地処理剤は、上記した成分以外に水性有機高分子化合物(C)が配合される。水性有機高分子化合物(C)はpH7以下で水に溶けやすく溶解した有機高分子成分が複数して複数したり、また糊結やゲル化の性質を生じる恐れのない有機高分子化合物(C)自体の水性液の製造に優れたものであれば従来から公知のものを使用することができる。

【0060】水性有機高分子化合物(C)は、水溶性、水分散性またはエマルジョン性の形態を有するものを使用することができる。有機高分子化合物を水に水溶化、分散化、エマルジョン化させる方法としては、従来から公知の方法を使用して行うことができる。具体的には、有機高分子化合物として、单體で水溶化や水分散化できる官能基(例えば、水酸基、カルボキシル基、アミノ(イミノ)基、スルフィド基、ホスフィン酸などの少なくとも1種)を含有するもの及び必要に応じてそれらの官能基の一級又は二級水酸基、聚性樹脂(カルボキシル基含有樹脂等)であればエタノールアミン、トリエチルアミン等のアミン化合物；アンモニア水；水溶化リチウム、水溶化ナトリウム、水溶化カリウム等のアルカリ金属水溶化物で中和したもの、また塩基性樹脂(アミノ基含有樹脂等)であれば、酢酸、乳酸等の脂肪酸；リン酸等の酸度で中和したものなどを使用することができます。

【0061】かかる水性有機高分子化合物(C)として

[特許] 2003-403692

[受付日] 平成19. 05. 15

7

(7)

特開2002-275642

12

は、例えば、エポキシ系樹脂、フェノール系樹脂、アクリル系樹脂、ウレタン系樹脂、オレフィン-カルボン酸系樹脂、ナイロン系樹脂、ポリオキシアルキレン系を有する樹脂、ポリビニルアルコール、ポリグリセリン、カルボキシメチルセルロース、ヒドロキシメチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロースなどが挙げられる。

【0062】上記エポキシ系樹脂としては、エポキシ樹脂にアミンを付加してなるカチオン系エポキシ樹脂；アクリル酸性、ウレタン酸性等の酸性エポキシ樹脂などが適宜に使用できる。カチオン系エポキシ樹脂としては、例えば、エポキシ化合物と、1級モノーもしくはポリアミン、2級モノーもしくはポリアミン、1, 2級混合ポリアミンなどとの付加物（例えば米国特許第3 984 299号明細書参照）；エポキシ化合物とケチミン化された1級アミノ基を有する2級モノーまたはポリアミンとの付加物（例えば米国特許第4 017 433号明細書参照）；エポキシ化合物とケチミン化された1級アミノ基を有するとヒドロキシル化合物とのエーテル化反応生成物（例えば特開昭59-143013号公報参照）などがあげられる。

【0063】上記エポキシ化合物は、数平均分子量が400~4, 000、特に800~2, 000の範囲内にあり、かつエポキシ当量が190~2, 000、特に400~1, 000の範囲内にあるものが適している。そのようなエポキシ化合物は、例えば、ポリフェノール化合物とエピルロヒドリンとの反応によって得ることができ、ポリフェノール化合物としては、例えば、ビス(4-ヒドロキシフェニル)-2, 2-ブロパン、4-ジヒドロキシベンジルフェノン、ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 1-エタン、ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 1-イソブタン、ビス(4-ヒドロキシ-1-エチルフェニル)-2, 2-ブロパン、ビス(2-ヒドロキシナフタレン)メタン、1, 5-ジヒドロキシナフタレン、ビス(2, 4-ジヒドロキシフェニル)メタン、テトラ(4-ヒドロキシフェニル)-1, 1, 2, 2-エタン、4, 4-ジヒドロキシジフェニルスルホン、フェノールノボラック、クレゾールノボラックなどがあげられる。

【0064】上記フェノール系樹脂としては、フェノール成分とホルムアルデヒド類とを反応封緘の存在下で加熱して付加、縮合させて得られる高分子化合物を水溶化したものをお適に使用することができる。出発原料である上記フェノール成分としては、2官能性フェノール化合物、3官能性フェノール化合物、4官能性以上のフェノール化合物などを使用することができ、例えば、2官能性フェノール化合物として、ローケレゾール、p-クレゾール、p-カルボブチルフェノール、p-エチルフェノール、2, 3-キシレノール、2, 5-キシレノールなど、3官能性フェノール化合物として、フェノール、m-クレゾール、m-エチルフェノール、3, 5-

キシレノール、m-メトキシフェノールなど、4官能性フェノール化合物として、ビスフェノールA、ビスフェノールFなどを挙げることができる。これらのフェノール化合物は1種で、又は2種以上組合して使用することができる。

【0065】上記アクリル系樹脂としては、例えば、カルボキシ基、アミノ基、水酸基などの親水性の基を持つモノマーの樹脂重合体又は共重合体、親水性の基を持つモノマーとその他共重合可能なモノマーとの共重合体などが挙げられる。これらは、乳化重合、懸滴重合又は滴液重合し、必要に応じて、中和、水性化した樹脂または樹脂型を活性化して得られる樹脂である。

【0066】上記カルボキシル基含有モノマーとしては、アクリル酸、メタアクリル酸、マレイン酸、無水マレイン酸、クロトン酸、イダコン酸などを挙げることができる。

【0067】含窒素モノマーとしては、N, N-ジメチルアミノエチル（メタ）アクリレート、N, N-ジエチルアミノエチル（メタ）アクリレート、N-ト-ブチルアミノエチル（メタ）アクリレートなどの含窒素アルキル（メタ）アクリレート；アクリルアミド、メタクリルアミド、N-メチル（メタ）アクリルアミド、N-エチル（メタ）アクリルアミド、N-メチロール（メタ）アクリルアミド、N-メトキシメチル（メタ）アクリルアミド、N-アトキシメチル（メタ）アクリルアミド、N, N-ジメチルアミノプロピル（メタ）アクリルアミド、N, N-ジメチルアミノエチル（メタ）アクリルアミド等の質合性アミド類；2-ビニルビリジン、1-ビニル-2-ビロリドン、4-ビニルビリジンなどの芳香族含窒素モノマー、アリルアミンなどが挙げられる。

【0068】水酸基含有モノマーとして、2-ヒドロキシエチル（メタ）アクリレート、ヒドロキシプロピル（メタ）アクリレート、2, 3-ジヒドロキシブチル（メタ）アクリレート、4-ヒドロキシブチル（メタ）アクリレート及びボリエチレンジリコールモノ（メタ）アクリレート等の多価アルコールとアクリル酸又はメタクリル酸とのモノエステル化合物；上記多価アルコールとアクリル酸又はメタクリル酸とのモノエステル化合物にε-カプロラクトンを開環重合した化合物などが挙げられる。

【0069】その他のモノマーとして、メチル（メタ）アクリレート、エチル（メタ）アクリレート、n-ブロピル（メタ）アクリレート、イソブロピル（メタ）アクリレート、n-ブチル（メタ）アクリレート、イソブチル（メタ）アクリレート、t-ブチル（メタ）アクリレート、2-エチルヘキシルアクリレート、ローオクチル（メタ）アクリレート、ラウリル（メタ）アクリレート、トリデシル（メタ）アクリレート、オクタデシル（メタ）アクリレート、イソステアリル（メタ）アクリ

[特許]2003-403692

「受付日」平成19.05.16

8

(8)

特開2002-275642

13

レート等の樹脂類1～24のアルキル(メタ)アクリレート、ステレン、酢酸ビニルなどを挙げられる。これらの化合物は、1種で、又は2種以上を組合せて使用することができる。本発明において、「(メタ)アクリレート」は、アクリレート又はメタアクリレートを意味する。

【0070】上記ウレタン系樹脂としては、ポリエステルポリオール、ポリエーテルポリオール等のポリオールとジイソシアネートからなるポリウレタンを必要に応じてジオール、ジアミン等のような2種以上の活性水素を持つ低分子量化合物である鎮静長剤の存在下で製造し、水中に安定に分散もしくは溶解させたものを好適に使用でき、公知のものを広く使用できる(例えば特公昭42-24192号、特公昭42-24194号、特公昭42-5118号、特公昭49-986号、特公昭49-33104号、特公昭50-15027号、特公昭53-29175号(公報登録)。ポリウレタン樹脂を水中に安定に分散もしくは溶解させる方法としては、例えば下記の方法が利用できる。

【0071】(1) ポリウレタンポリマーの側鎖又は末端に水酸基、アミノ基、カルボキシル基等のイオン性基を導入することにより親水性を付与し、自己乳化により水中に分散又は溶解する方法。

【0072】(2) 反応の完結したポリウレタンポリマー又は末端イソシアネート基をオキシム、アルコール、フェノール、メルカプタン、アミン、直鎖硫酸ソーダ等のプロック剤でプロックしたポリウレタンポリマーを乳化剤と機械的剪断力を用いて強制的に水中に分散する方法。さらに末端イソシアネート基を持つウレタンポリマーを水/乳化剤/顕料と混合し機械的剪断力を用いて分散化と高分子量化を行なう方法。

【0073】(3) ポリウレタン主原料のポリオールとしてポリエーテングリコールのごとき水溶性ポリオールを使用し、水に可溶をポリウレタンとして水中に分散又は溶解する方法。

【0074】上記ポリウレタン系樹脂には、前述の分散又は溶解方法については單一方法に限られるものではなく、各々の方法によって得られた混合物も使用できる。

【0075】上記ポリウレタン系樹脂の合成に使用できるジイソシアネートとしては、芳香族、環状及び脂肪族のジイソシアネートが挙げられ、具体的にはヘキサメチレンジイソシアネート、テトラメチレンジイソシアネート、3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニルジイソシアネート、p-キシリレンジイソシアネート、m-キシリレンジイソシアネート、1, 3-(ジイソシアナトメチル)シクロヘキサン、1, 4-(ジイソシアナトメチル)シクロヘキサン、4, 4'-メチレンビス(シクロヘキシルイソシアネート)、イソホロンジイソシアネート、2, 4-トリレンジイソシアネート、2, 6-50割して10～2, 000重量部、特に100～1, 00

14

トリレンジイソシアネート、p-フェニレンジイソシアネート、ジフェニルメタンジイソシアネート、m-フェニレンジイソシアネート、2, 4-ナフタレンジイソシアネート、3, 3'-ジメチル-4, 4'-ビフェニルジイソシアネート、4, 4'-ビフェニレンジイソシアネート等が挙げられる。これらのうち2, 4-トリレンジイソシアネート、2, 6-トリレンジイソシアネート、ヘキサメチレンジイソシアネート、イソホロンジイソシアネートが特に好適しい。

【0076】上記ポリウレタン系樹脂の市販品としては、ハイドランHW-930、同HW-940、同HW-950(いずれも大日本インキ化学工業(株)製)、スーパーフレックス100、同150、同3438D(いずれも第一工業製革(株)製)などを導げることができ。

【0077】上記ポリビニルアルコール樹脂としては、ケン化度87%以上のポリビニルアルコールであることが好ましく、なかでもケン化度98%以上の、いわゆる完全ケン化ポリビニルアルコールであることが特に好適しく、また該平均分子量が3, 000～100, 000の範囲内にあることが好適である。

【0078】上記ポリオキシアルキレン樹脂を有する樹脂としては、ポリオキシエチレン樹脂又はポリオキシプロピレン樹脂を有するものが好適に使用でき、例えば、ポリエチレングリコール、ポリプロピレングリコール、上記ポリオキシエチレン樹脂と上記ポリオキシプロピレン樹脂とがプロック状に結合したプロック化ポリオキシアルキレングリコールなどを挙げることができる。

【0079】上記オレフィン-カルボン酸系樹脂としては、エチレン、プロピレン等のオレフィンと聚合性不飽和カルボン酸との共重合体①、及び該共重合体の分散液に重合性不飽和化合物を加えて乳化重合しさらに粒子内架橋してなる樹脂の2種から選ばれる少なくとも1種の水分散性又は水溶性樹脂を使用できる。

【0080】上記共重合体①は、オレフィンと(メタ)アクリル酸やマレイン酸等の不飽和カルボン酸との1種又は2種以上との共重合体である。該共重合体①においては、該不飽和カルボン酸の含有量が3～80重量%、好ましくは5～40重量%の範囲内であることが適当であり、共重合体中の酸基を極性性樹脂で中和することにより水に分散できる。

【0081】上記樹脂②は、共重合体①の水分散液に、重合性不飽和化合物を加えて乳化重合し、さらに粒子内架橋してなる樹脂樹脂である。該重合性不飽和化合物としては、例えば前述水分散性又は水溶性のアクリル系樹脂の説明で列挙したビニルモノマー等が挙げられ、1種又は2種以上を適宜混ぜて使用できる。

【0082】水溶性高分子化合物(C)の配合割合は、ウランを含む水溶液(A)の固形分100重量部に

[特許] 2003-403692

[受付日] 平成19.05.15

9

(9)

特開2002-275642

15

○塗装部の範囲内が被の皮膜性、防食性などの点から好ましい。

【0083】下地処理剤は、中性もしくは酸性領域で供給される液体となるので、特にPH1~7、特に1~5の範囲が好ましい。

【0084】下地処理剤には、必要に応じて、例えば、上記した成分以外に、増粘剤、界面活性剤、防腐剤、防藻剤（タンニン酸、フィチン酸、ベンゾトリアゾールなど）、着色剤、体质調和剤、防腐剤などを組合せなどを含有することができる。

【0085】また、下地処理剤には、必要に応じて、例えば、メタノール、エタノール、イソブロピルアルコール、エチレングリコール系、プロピレングリコール系等の相溶性溶剤で希釈して使用することができる。

【0086】次に、本発明の塗装鋼板について詳細に説明する。

【0087】塗装鋼板

本発明の塗装鋼板に用いられる下地金属材料としては、特に鉄素されるものではなく、例えば、冷延鋼板、熱延鋼板めっき鋼板、電気亜鉛めっき鋼板、第一亜鉛合金めっき鋼板、ニッケルー亜鉛合金めっき鋼板、アルミニウムー亜鉛合金めっき鋼板（例えば、「ガルバリウム」、「ガルファン」という商品名で販売されている合金めっき鋼板）、アルミニウムめっき鋼板、アルミニウム板などを挙げることができる。また、下地金属材料としては通常無処理のものが適しているが、クロム酸処理、リン酸塗装処理、複合液化処理などの化成処理を施したものに使用しても特に問題はない。

【0088】上記下地金属材料の表面に前述下地処理剤を塗布、乾燥させて表面処理皮膜が形成される。

【0089】下地処理剤は、下地金属材料（組立でられたものであっても構わない）上に、それ自身堅硬の成膜方法、例えば、浸漬法、シャワー塗装、スプレー塗装、ロール塗装、電着塗装などによって塗装することができる。下地処理剤の乾燥条件は、通常、素材到達最高温度が約60~250°Cとなる条件で約2秒から約30分間乾燥させることができるのである。

【0090】また、下地処理剤の乾燥時間は、通常、0.001~10μm、特に0.1~3μmの範囲が好ましい。0.001μm未満になると、耐食性、耐水性などの性能が劣り、一方10μmを超えると、表面処理層が弱れたり加工性が低下したりするので好ましくない。

【0091】上記表面処理皮膜上に下塗り塗膜を介して、又は介さずに上塗り塗膜が被覆される。下塗り塗料、上塗り塗料の種類による制限は特になく、目的に応じて適宜選択すればよい。例えば、被覆組成物は、その形状から溶剂型塗料、水性型塗料、粉体型塗料などに、その硬化方式から焼付け型硬化塗料、光硬化型塗料、常乾型塗料などに、また、塗料組成物を塗布、乾燥して得

16

られる塗膜の外観から、着色塗料、メタリック塗料、クリヤー塗料などに分類できるがいずれも使用することができる。

【0092】上塗り塗膜は、1コート1ペーク型であってもよいが、2コート1ペーク、2コート2ペーク、3コート1ペーク等既知の方法が利用でき、下塗り塗膜の上に中塗り塗膜を介して上塗り塗膜を形成してもよい。

【0093】さらに、通常の実験を目的とした上塗り塗料以外に、耐候性、耐候性など機械的性質を有する有機被覆剤を上塗りとして塗布することもできる。

【0094】塗装鋼板の用途は、素材用、家庭用、自動車用、包装など從来塗装鋼板を使用している用途には、特に制限なく使用でき、下塗り塗料、上塗り塗料の用途はその用途、被覆物の形状などによって適宜選択すればよい。例えば、成形されたものに直接する場合には、スプレー、ハケ、電着等が適しており、また、プレコート塗装鋼板や板状のものに直接する場合には、ロール塗装、カーテンプローチ等などが適宜に用いられる。

【0095】

【発明の効果】本発明は、上記した構成を有するとから以下の効果を及ぼると考えられる。

【0096】本発明において、上記した構成を有する下地処理剤を、例えば鋼板等の金属材に塗布、加熱して下地処理皮膜を形成することにより、下地処理剤を構成する(B)成分であるリン酸系化合物、金属炭化水素酸、金属炭化水素酸などは金属のエッチング剤として作用し、一方、チタンを含む水性液(A)と水性有機高分子化合物(C)とにより、素材との密着性に優れ、酸腐透性、水蒸気透性の小さい皮膜が形成されるものと推測され、極めて高い防食性および耐久性を持つ塗装鋼板が得られる。

【0097】

【実施例】以下、実施例及び比較例を挙げて本発明をさらに具体的に説明する。以下、「g」および「%」はそれぞれ「重量部」および「重量%」を意味する。本発明は以下の実施例に制限されるものではない。

【0098】チタン系水性液の調査

調査例1

四塗化チタン60%溶液5ccを蒸留水で500ccとした溶液にアンモニア水(1:9)を滴下し、水塗化チタンを沈殿させた。蒸留水で洗浄後、塗化水素水30%溶液を10cc加えかき混ぜ、チタンを含む黄色半透明の粘性のある固形分2%のチタン系水性液(A)を得た。

【0099】製造例2

テトラ(2-プロポキシチタン)10gと1-オーブルノール10gの混合物を30%過酸化水素水10gと酢酸イオン水100gの混合物中に20mlで1時間かけて攪拌しながら滴下した。その後25mlで2時間煮成し黄色透明の少しおさげのある固形分2%のチタン系水性液(A)

50

[特許]2003-403692

[受付日]平成19.05.15

10

(10)

特開2002-275642

18

2)を得た。

【0100】製造例3

チタン系水性液(A2)の製造例のテトラ180-プロポキシチタンの代わりにテトラ-ブトキシチタンを用いて同様の製造条件で固形分2%のチタン系水性液(A3)を得た。

【0101】製造例4

チタン系水性液(A2)の製造例のテトラ180-プロポキシチタンの代わりにテトラ180-プロポキシチタンのS量体を使用して同様の製造条件で固形分2%のチタン系水性液(A4)を得た。

【0102】製造例5

チタン系水性液(A2)の製造例において過酸化水素水を3倍量用い50°Cで1時間かけて滴下しそうに60°Cで3時間熟成し固形分2%のチタン系水性液(A5)を得た。

【0103】製造例6

チタン系水性液(A3)を85°Cで6時間加熱処理し、白黄色の半透明な固形分2%のチタン系水性液(A6)を得た。

【0104】製造例7

テトラ180-プロポキシチタン10部と180-プロパンオール10部の混合物を、TKS-203(ティカ(株)製、脱化チタンソルト)を5部(固形分)、30%過酸化水素水10部、阴イオン水100部の混合物中に10°Cで1時間かけて搅拌しながら滴下した。その後10°Cで24時間熟成し黄色透明の少し粘性のある固形分2%のチタン系水性液(A7)を得た。

【0105】アクリル樹脂の製造

製造例8

温度計、搅拌机、冷却器、滴下ロートを備えた1Lの四ツ口フラスコに、イソプロピルアルコール180部を入れ、空気導線の後、フラスコ内の温度を85°Cに調整し、エチルアクリレート140部、メチルメタクリレート88部、ステレン15部、N-ホーブトキシメチルアクリルアミド15部、2-ヒドロキシエチルアクリレート38部及びアクリル酸24部よりなる单體体混合物

17

を、2, 3'-アソビス(2, 4-ジメチルワレニトリル)6部よりも熱感とともに約2時間を要して滴下する。滴下終了後両温度で、さらに5時間反応を続けると固形率がほぼ100%、固形分約63%、酸価約67の褐色透明な樹脂液液が得られる。この樹脂液500部に対してジメチルアミノエタノール108部を混合し、加水後十分に搅拌することによって固形分30%のアクリル樹脂水分散液(C1)を得た。

【0106】アミン活性エボキシ樹脂の製造

製造例9

搅拌装置、温流冷却器、温度計、液体滴下装置を備えた反応槽に、エピコート1000gレジン(シェル化学会製エボキシ樹脂;分子量3,760)1,880g(0.5モル)とメタルイソブチルケトン/キシレン=1/1(質量比)の混合溶液1,000gを加えたら、搅拌開始し、均一に搅拌した。その後70°Cまで冷却し、液体滴下装置に分取したジ(n-プロパンオール)アミン70gを30分間を要して滴下した。この間、反応温度を70°Cに保持した。滴下終了後120°Cで2時間保持し、反応を完結させることにより、固形分66%のアミン活性エボキシ樹脂を得た。得られた樹脂1,000gに対して83%の過酸25部を混合し、加水後十分に搅拌することによって、固形分30%のアミン活性エボキシ樹脂水分散液(C2)を得た。

【0107】下地処理剤の製造

下地処理剤S1(実験用)

2%チタン系水性液(A1)50部、20%ジルユニバム熟化水素液5部、30%アクリル樹脂水分散液(C1)10部及び阴イオン水85部を配合して下地処理剤S1を得た。

【0108】下地処理剤S2~S11(実験用)及び下地処理剤H1~H3(比較例用)表1に示す配合以外以上記下地処理剤S1の製造例と同様にして各下地処理剤を得た。

【0109】

【表1】

[特許] 2003-403692

[受付日] 平成19.05.15

11

(II)

特開2002-275642

20

図10 油加熱炉の断面図

実験条件No.	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	51	52	53	54	55
(A) 基本条件	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
(B) 下地処理	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
(C) 上塗油	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
(D) 烘干	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
(E) 試験方法	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
(F) 試験結果	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

(A) テンタクルアーマー: 塗化成工樹脂板、塗化ビニリデン樹脂、面積分50%
(B) クロスカットアーマー: クレベート、ポリビニルアルコール、面積分10%

【0110】試験地板の作成

試験方法 (1)

実施例1～11及び比較例1～3

板厚0.6mm、片面のめつき付着量20g/m²の電気重ねめつき鋼板を脱脂洗浄後、その上に上記表1に示す下地処理部を塗装膜厚が0.3μmとなるように塗装し、15秒間でPMT（鋼板の最高測定温度）が100°Cとなる条件で焼き付けて各試験塗装板を作成した。ついで得られた各処理板上に、コスマー2050（関西ペイント（株）製、商品名、アクリル／シリカ複合化樹脂）を乾燥膜厚が9μmとなるよう塗装し、20秒間でPMT120°Cになる条件で焼き付けて各試験板を作成した。

【0111】得られた各試験塗装板に耐食性及び上層塗装の密着性の試験を行った。その試験結果を表記表2に示す。試験は下記の試験方法に従って行った。

【0112】耐食性：試験塗装板の裏面部及び裏面部をシールした試験板約JIS Z 2297に指定する塩水噴霧試験を240時間まで行い、120時間経過時及び240時間経過等における塗装面の剥離の程度を下記基準により評価した。

- a：白錆の発生が認められない。
- b：白錆の発生程度が塗膜面積の5%未満。
- c：白錆の発生程度が塗膜面積の5%以上で10%未

試験

d：白錆の発生程度が塗膜面積の10%以上で50%未満。

e：白錆の発生程度が塗膜面積の50%以上。

【0113】上層塗装の密着性：試験塗板にアミタック#1000ホワイト（関西ペイント（株）製、熟硬化型アルキド樹脂塗料、白色）を乾燥膜厚が3.0μmとなるように塗装し、180°Cで20分間焼付けて上塗装塗板-1を得た。また別に、試験塗板にマジクロン#1000ホワイト（関西ペイント（株）製、熟硬化型アクリル樹脂塗料、白色）を乾燥膜厚が3.0μmとなるように塗装し、180°Cで20分間焼付けて上塗装塗板-2を得た。得られた上塗装塗板-1及び上塗装塗板-2について、塗装面にナイフにて横に迷路状の幅11mmの幅を基準目印に入れて1mmあたりのマス目を100個作成した。この基準目印にセロハン粘着テープを密着させて瞬時にテープを剥がした際の上層塗装の剥離程度を下記基準により評価した。

a：上層塗装の剥離が全く認められない。

b：上層塗装の剥離が1～2箇認められる。

c：上層塗装の剥離が3～10箇認められる。

d：上層塗装の剥離が10箇以上認められる。

【0114】

【表2】

[特許]2003-403692

[受付日]平成19.05.15

12

(12)

特開2002-275642

21
22

下地処理用 No	表面仕上げ			
	120#シリ	140#シリ	マット	マジカル
表面処理1	a	b	c	d
表面処理2	b	a	b	a
表面処理3	b	a	a	a
表面処理4	b	a	a	a
表面処理5	b	a	b	a
表面処理6	b	a	b	a
表面処理7	b	a	b	a
表面処理8	b	a	b	a
表面処理9	b	a	b	a
表面処理10	b	a	b	a
表面処理11	b	a	b	a
表面処理12	b	a	b	a
表面処理13	b	a	b	a

【0116】試験方法(2)

実施例12～22及び比較例4～8
板厚0.4mm、片面のめっき量付着量120g/m²の
初期塗装めっき鋼板を試験用鋼板、その上に上記下地処
理剤を塗装膜厚が0.3μmとなるように塗装し、10
秒間でPMT(鋼板の最高強度温度)が100℃となる
条件にて焼成板を作成した。ついで、この焼成板上にK
Pカラーアートマー(樹脂ペイント(株)製、
被覆エボキシ系塗料)を乾燥膜厚が5μmとなるように
塗装し、20秒間でPMTが210℃となる条件で焼成
を形成し、ついでこのプライマー焼成上にKPカラー-
580ホワイト(樹脂ペイント(株)製、ポリエチル
樹脂系塗料、白色)を乾燥膜厚が15μmとなるよう
に塗装し、40秒間でPMTが215℃となる条件で焼付
けて上層塗膜を有する各試験板を作成した。これら
の試験板について、上層塗膜の均一性、耐食性及び耐温
性の試験を行った。その試験結果を後記表3に示す。各
試験は下記の試験方法に従って行った。

【0116】上層塗膜の密着性：試験面にナイフにて表
面に達する鉛筆芯11本の墨を基盤目状に入れて1mm
角のマス目を100個作成した。この基盤目部分にセロハ
ン接着テープを密着させて同時にテープを剥がした際の
上層塗膜の剥離度を下記基準により評価した。
a：上層塗膜の剥離が全く認められない、
b：上層塗膜の剥離が1～2個認められる、
c：上層塗膜の剥離が3～10個認められる、
d：上層塗膜の剥離が10個以上認められる。

【0117】耐食性：70×150mmの大きさに切削
した、上層塗膜を有する試験板の端面部及び裏面部を
シールした後、試験板の上面に4T折り曲げ部(底面
面を外側にして0.4mm厚のスペーサー4枚を挿んで
180度折り曲げ加工した部分)を設け、試験板の下
部にクロスカット部を設けた試験板についてJIS Z 22
371に規定する塩水噴霧試験を1000時間行った。

試験後の試験板における、4T折り曲げ部での白錆の発
生程度、クロスカット部のふくれ幅、一起率(加工、カ
ットのない中央部)のふくれ発生程度を下記基準にて評
価した。

【一般部のふくれ発生範囲】

a：ふくれの発生が認められない、

b：わずかにふくれの発生が認められる、

c：かなりのふくれの発生が認められる、

d：著しいふくれの発生が認められる。

【クロスカット部のふくれ幅】

e：クロスカットからの片側ふくれ幅が1mm未溝、

b：クロスカットからの片側ふくれ幅が1mm以上で2
mm未溝、c：クロスカットからの片側ふくれ幅が2mm以上で5
mm未溝、

d：クロスカットからの片側ふくれ幅が5mm以上。

【4T折り曲げ部での白錆の発生程度】

a：白錆の発生が認められない、

b：白錆がわずかに発生、

c：白錆がかなり発生、

d：白錆が著しく発生。

【0118】耐湿性：上層塗膜を有する試験板の端面
部及び裏面部をシールした試験板を、JIS X 84
00 9.2.2に準じて耐湿試験を行った。耐湿試験
機ボックス内の温度が49℃、相対湿度が95～100
%の条件下試験時間は1000時間とした。試験後の試
験板の邊縁のふくれ発生程度を下記基準により評価し
た。

a：ふくれの発生が認められない、

b：わずかにふくれの発生が認められる、

c：かなりのふくれの発生が認められる、

d：著しいふくれの発生が認められる。

【0119】

【走3】

[特許]2003-403692

[受付日]平成19.05.15

13

(19)

特別2002-275642

23

24

試験番号	試験結果				
	下層塗装用 N _o	上層塗装 N _o	初期 温度 (℃)	耐候性 評価	耐候性 評価
試験例1	S1	S1	3	a	a
試験例11	S2	S2	2	b	b
試験例12	S3	S3	2	a	a
試験例13	S4	S4	2	a	a
試験例14	S5	S5	2	b	b
試験例15	S6	S6	2	b	b
試験例16	S7	S7	2	b	b
試験例17	S8	S8	2	b	b
試験例18	S9	S9	2	b	b
試験例19	S10	S10	2	b	b
試験例20	S11	S11	2	b	b
試験例21	S12	S12	2	b	b
試験例22	H1	H1	2	a	a
試験例23	H2	H2	2	a	a
試験例24	H3	H3	2	a	a

【0120】試験方法 (S)

実施例23～23及び比較例7～8
板厚0.6mm、片面のめっき付着量20g/m²の電気亜鉛めっき鋼板を耐候防錆漆、その上に上記表1に示す下地処理剤を乾燥温度が0.3μmとなるように塗装し、15秒間でPMT(鋼板の最高発達温度)が100℃となる条件で焼き付けた後、マジクロン#1000ホワイト(両面ペイント(糊)料、酸硬化型アクリル樹脂塗料、白色)を乾燥温度が30μmとなるように塗装し、150℃で20分間焼き付けて各試験塗膜を作成した。

【0121】得られた各試験塗膜について、耐候性及び塗膜の密着性の試験を行った。その試験結果を表記表4に示す。試験は下記の試験方法に準じて行った。

【0122】塗膜の密着性：塗膜面にナイフにて素的に達する範囲を11本の線を基盤目状に入れて1mm角のマス目を100個作成した。この基盤目部にセロハン粘着テープを密着させて瞬時にテープを剥がした際の上層塗膜の剥離程度を下記基準により評価した。
 a：上層塗膜の剥離が全く認められない。
 b：上層塗膜の剥離が1～2箇認められる。
 c：上層塗膜の剥離が3～10箇認められる。
 d：上層塗膜の剥離が10箇以上認められる。

【0123】耐候性：試験塗板の複数部及び裏面部をシールした試験塗板に、JIS Z 22371に規定する塩水噴霧試験を240時間まで行い、一般塗膜部の両の強度、クロスカット部のフレの程度を下記基準により評価するとともに、クロスカット部をテープで剥がした後の塗膜剥離力(ηN)を測定した。

【一般部の白錆発生程度】

- a：白錆の発生が認められない。
- b：白錆の発生程度が塗膜面積の5%未満。
- c：白錆の発生程度が塗膜面積の6%以上で10%未満。

d：白錆の発生程度が塗膜面積の10%以上で50%未満。

e：白錆の発生程度が塗膜面積の50%以上。

【クロスカット部のふくれ幅】

- a：クロスカットからの片側ふくれ幅が1mm未満。
- b：クロスカットからの片側ふくれ幅が1mm以上で2mm未満。
- c：クロスカットからの片側ふくれ幅が2mm以上で5mm未満。
- d：クロスカットからの片側ふくれ幅が5mm以上。

【0124】

[表4]

[特許]2003-403692

[受付日]平成19.05.15

14

(14)

特開2002-275642

23

22

図4

	下地処理剤 No.	開口の 形状	下地材			寸法 mm
			一般部	穴部分	側面	
実験例23	S1	△	●	●	●	24mm
実験例24	S2	○	●	●	●	20
実験例25	S3	○	●	●	●	10
実験例26	S4	○	●	●	●	15
実験例27	S5	○	●	●	●	25
実験例28	S6	○	●	●	●	10
実験例29	S7	○	●	●	●	20
実験例30	S8	○	●	●	●	20
実験例31	S9	○	●	●	●	30
実験例32	S10	○	●	●	●	25
実験例33	S11	○	●	●	●	10
実験例34	H1	○	●	●	●	10.0
実験例35	H2	○	●	●	●	10
正規例9	H3	○	●	●	●	60

【0125】試験方法(4)

実験例34~44及び比較例10~12

厚さ0.27mmの#5182アルミニウム板に脱脂洗浄後、その上に上記表に示す下地処理剤を乾燥膜厚が0.3μmとなるように塗装し、10秒間でPMT100℃となる条件で焼付けた後、エピコート1009(シリコンエポキシ樹脂、ビスフェノールA型エポキシ樹脂量3.500、硬化助分子量2.750)80g、ヒタノール4020(日本化成工業社製、フェノール樹脂)20g、リン酸0.4gとなりるクリヤー塗料を乾燥膜厚が12.0mg/cm²となるようにロールコーティングで塗装し、コンピュータ式の熱風乾燥機内を通過させて焼付け試験盤を得た。焼付け条件は、PMTが240℃、乾燥炉内通過時間が20秒間の条件とした。得られた試験盤について下記の試験方法に基いて各種試験を行った。その試験結果を後記表5に示す。

【0126】試験方法

加工性: 特殊ハゼ折り型デュポン耐候性樹脂を用い、断面形状が外観になるように下部を2つ折りした試験金具の折り曲げ部の間に厚さ0.3mmのアルミニウム板を1枚挟んで試験器に設置し、接触面が平らな厚さ1.0gの紙の端を高さ60cmから落書きして折り曲げ部に衝撃を与えた後、折り曲げ先端部に5.5Vの电压を5秒間通電させた際の、折り曲げ先端部2mm幅の電流値(mA)を測定し、下記基準にて評価した。

○: 電流値が0.5mA未満、

○: 電流値が0.5mA以上で1.0mA未満、

△: 電流値が1.0mA以上で5.0mA未満、

×: 電流値が5.0mA以上。

【0127】加工部耐食性: 超音波洗浄機を用いて試験盤板の表面加工を行った表面を、リンゴ酸2部、クエン酸2部及び食塩2部を脱イオン水100部に溶解した水溶液を充填した恒温槽に巻き始め、該表面加工された試験盤板の塗装面が内容物に浸漬された状態で50℃での室内で5日間放置した後、缶を切り開き缶底の状態を観察し

下記基準にて評価した。

○: 缶底に異常は認められない、

○: 缶底に斑点は認められないが、軽くわずか変化が認められる、

△: 缶底に少し崩れが認められる、

×: 缶底に著しく崩れが認められる、

【0128】耐食性(耐フェザリング性): 加工部耐食性を評価する場合と同様にして試験盤板に鋼球加工を行い、この鋼球を100℃の沸騰水中に10分間浸漬後、塗装面を下側にした状態でその上の開口部を上方に引き上げるように開口し、開口端部からの液滴の剥離量を下記基準により評価した。

○: 剥離の最大距離が0.2mm未満、

○: 剥離の最大距離が0.2mm以上で0.5mm未満、

△: 剥離の最大距離が0.5mm以上で1.0mm未満、

×: 剥離の最大距離が1.0mm以上。

【0129】耐レトルト自化性: 試験盤板を水に浸漬し、オートクレーブ中で125℃で30分間処理した生肉の白化状態を下記基準により評価した。

○: 全く白化が認められない、

○: 軽くわずかに白化が認められる、

△: 少し白化が認められる、

×: 明らかに白化が認められる。

【0130】耐生性: 試験盤板と活性炭処理した水道水と、試験盤板の塗装面積1cm²に対して活性炭処理した水道水の量が1ccとなる割合で、面積ガラス調ボトルに入れ、蓋をしてオートクレーブ中にて125℃で30分間処理を行い、処理後の内溶液について食品衛生法認定の試験法に準じて過マンガン酸カリウムの消費量(ppm)に基づき、耐生性を評価した。

○: 消費量が1ppm未満、

○: 消費量が1ppm以上3ppm未満、

△: 消費量が3ppm以上10ppm未満、

×: 消費量が10ppm以上。

[特許]2003-403692

[受付日]平成19.05.15

15

(15)

特開2002-275642

27

28

- 【0131】接着性：2枚の試験基板（150×5m）
m）の底面を被検面としてナイロンフィルムを嵌み込み
み、これを200°Cで60秒間加熱し、その後200°C
で30秒間加圧してナイロンを被検面に接着させたもの
を試験片とした。次に、この試験片のT型剥離強度を引
張り試験機（標準オートグラフAGS-500A）を使
用して引張り速度200mm/min、温度20°Cの条件下で
測定した。5回の平均値を下記基準により評価した。
- : 3kg/5mm以上、
○: 2kg/5mm以上で3kg/5mm未満、
△: 1kg/5mm以上で2kg/5mm未満、
×: 1kg/5mm未満。
- 【0132】
【東6】

下地遮蔽剤 No.	試験方法(4)					
	加工性	耐溶剤性	耐熱性 150°C 60分	耐水性 60°C 24時間	耐候性 60°C 24時間	接着性
基材A34	○	○	○	○	○	○
基材A35	○	○	○	○	○	○
基材A36	○	○	○	○	○	○
基材A37	○	○	○	○	○	○
基材A38	○	○	○	○	○	○
基材A39	○	○	○	○	○	○
基材A40	○	○	○	○	○	○
基材A41	○	○	○	○	○	○
基材A42	○	○	○	○	○	○
基材A43	○	○	○	○	○	○
基材A44	○	○	○	○	○	○
H23C10	○	○	△	○	○	×
H23C11	△	△	△	○	○	△
H23C12	○	△	○	○	○	△

フロントページの続き

(51) Int. Cl.
C09B 5/08
105/00
201/00
C23C 22/38
28/00

登録記号

F1
C09D 5/08
105/00
201/00
C23C 22/38
28/00

トヨード(参考)

C

(72) 指定者 遠峰 遼
神奈川県平塚市第八橋4丁目17番1号
西ペイント株式会社内